

山梨県公報

号外第十三号	平成二十年 三月二十八日	金 曜 日
--------	-----------------	-------

目 次

条 例
山梨県衛生公害研究所手数料条例等の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

- 山梨県衛生公害研究所手数料条例等の一部を改正する条例**(条例第二十四号)(衛生業務課)
- 健康保険法等の規定により厚生労働大臣が告示により定める診療報酬の算定方法が改正されたことに伴い、次の条例について、診療報酬の算定方法について告示の題名を引用する方法から、法令の根拠を引用する規定方法に改めることとした。
 - 山梨県衛生公害研究所手数料条例
 - 山梨県営病院諸収入条例
 - 山梨県児童相談所手数料条例
 - この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県衛生公害研究所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

山梨県条例第二十四号

山梨県衛生公害研究所手数料条例等の一部を改正する条例

(山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部改正)

第一条 山梨県衛生公害研究所手数料条例(昭和二十九年山梨県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表生物学的試験の項中、「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表第一「医科診療報酬点数表」を、「健康保険法(大正十一年法律第

七十号)第七十六条第二項(同法第四百九条において準用する場合を含む。)(の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額」に改める。

第二条 山梨県営病院諸収入条例(昭和四十年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項本文を次のように改める。

保険診療に係る料金は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法第四百九条において準用する場合を含む。)(の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(別表においてこれらを「診療報酬の算定方法」という。)(又は健康保険法第八十五条第二項(同法第四百九条において準用する場合を含む。)(の規定により厚生労働大臣が定める基準及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

別表第一号中「診療報酬に関する厚生労働省告示」を「診療報酬の算定方法」に改める。

(山梨県児童相談所手数料条例の一部改正)

第三条 山梨県児童相談所手数料条例(平成十八年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法第四百九条において準用する場合を含む。)(の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県知事 横 内 正 明

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番